

福岡県公報

令和 5 年 12 月 5 日
第 453 号

目 次

告 示 (第752号 - 第760号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) 1
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 廃川敷地等の発生 (河川管理課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 令和5年度砂利採取業務主任者試験の合格発表 (工業保安課) 4
- 第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 4
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 5
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 6

告 示

福岡県告示第752号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

氏 名	住 所	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島	宮地組 豊福 敏博	宗像漁業協同組合の地区のうち	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外のもの
〃	(株)春日丸水産 佐藤 隆二	旧大島漁業協同組合の地区(大島加入区)	

福岡県告示第753号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
古賀市今在家土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
古賀市今在家397番地
- 3 設立認可の年月日
令和5年4月25日
- 4 変更の内容
組合の理事の定数を次のように変更する。
理事7人を理事8人とする。

5 変更認可の年月日

令和5年11月22日

福岡県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道	筑紫野古賀線	線	前	古賀市青柳479番1先から 古賀市青柳1061番2先まで	25.0 ～ 40.0	435.0
			後	古賀市青柳479番1先から 古賀市青柳1061番2先まで	25.0 ～ 47.0	435.0

福岡県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	古賀市青柳479番1先から 古賀市青柳1061番2先まで

福岡県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	新延植木線	鞍手郡鞍手町大字中山2354番11先から 鞍手郡鞍手町大字中山2340番3先まで

福岡県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字萩尾字豆畑136、137
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第758号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称
大牟田川水系大牟田川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和5年12月5日
- 廃川敷地等の位置
 - 大牟田市青葉町51番5
 - 大牟田市青葉町55番4
 - 大牟田市青葉町55番10
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
 - 362.35㎡
 - 317.43㎡
 - 7.18㎡

福岡県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	国 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 26.0	500.0
			後	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 30.9	500.0

福岡県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川上伊良原737番3先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原746番4先まで

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画用途地域の変更（令和5年11月1日田川市告示第208号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画汚物処理場の変更（令和5年11月1日田川市告示第209号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画準防火地域の変更（令和5年11月1日田川市告示第210号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画地区計画の決定（令和5年11月1日田川市告示第211号）

公告

令和5年度砂利採取業務主任者試験（令和5年11月10日実施）の合格者を次のように発表する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1、3、4、6

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
J R 久留米駅前第二街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成30年11月から令和9年6月まで
- 3 施行地区
久留米市城南町の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市中央町37番20号
- 5 設立認可の年月日
平成30年11月21日
- 6 変更認可の年月日
令和5年11月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長

から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、筑前町、上毛町の一部	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和5年12月6日から同年12月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後中央広域都市計画道路

- 3・5・23-3号 若津新茶屋線の変更
- 3・5・23-4号 堤酒見線の廃止
- 3・6・23-5号 大川橋新田線の廃止
- 3・3・23-6号 中原大橋線の廃止
- 3・6・23-7号 小保若津港線の廃止

- 3・4・23-9号 宮内北酒見線の廃止
- 3・3・23-10号 堤上野線の変更
- 3・1・23-11号 三丸堤線の変更
- 3・4・23-12号 上野鐘ヶ江線の変更
- 3・4・23-16号 中野鐘ヶ江線の変更
- 3・3・23-17号 大川大木線の変更
- 3・3・23-18号 大橋三丸線の変更
- 3・5・23-19号 大野島インター線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大川市大字榎津字井釜口、字津村口、字大溝、字水入町、字油田、字藪町跡、字大井手、字柳町の各一部

大川市大字向島字八ノ割、字南一ノ割、字四ノ割、字北一ノ割、字出来島の各一部
大川市大字津字長櫓、字長ノ坪、字六田尻、字操越、字富毛、字西村内、字垣塚の各一部

大川市大字酒見字中原、字シゲアミ、字南前田、字北前田、字年塚、字不毛、字橋口、字宮内、字薬師脇、字中新替、字上碓、字広木、字若松、字岸の下の各一部

大川市大字九網字中野の一部

大川市大字小保字竜代、字神脇、字船屋、字住吉浦、字二本松、字矩手、字二本松、字住吉町の各一部

大川市大字郷原字中太城、北田の各一部

大川市大字大橋字入道、字関ノ本、字中嶋の各一部

大川市大字中古賀字中ノ割、字上ノ崎、字上南開、字南中島の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

大川市役所都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
筑後市長浜島廻土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から令和8年12月31日まで
- 3 施行地区
筑後市大字長浜字島廻、字行町、字井樋ノ口の各一部
- 4 事務所の所在地
筑後市大字長浜1364番地
- 5 設立認可の年月日
令和5年11月24日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び筑後市役所の掲示場に掲示する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和5年11月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス北泉店
 - (2) 所在地 行橋市北泉五丁目742番1、744番1、744番2、745番の一部、746番の

一部、747番の一部、748番

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
令和6年7月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,384.27平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北側	53

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	5
建物北西側	5
合計	10

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）

建物北東側	27.0
-------	------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北東側	4.39

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	敷地北側
1箇所	建物北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間